

総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ

グループワーク 検討内容メモ

07.4.14(土)

東部公民館内東部集会所

1 予算編成事務局説明の内容について委員から質疑

- ・予算編成の段階から市民が関与できるようにすべきと考えるが、義務的経費と政策的経費の予算見積は別々で行っていないのか。
- ・市職員委員から補足説明
各課が全体的に積み上げ方式で積算しており、別々で行ってはいない。
地方財政計画の示される時期が年末であり、この時点で普通交付税等の歳入の大枠が決まること。また、厳しい財政状況にあり、投資的経費充当可能一般財源(政策的に使えるお金)を確保して、配分するような予算編成ができる状況にない。
歳入総額に沿って歳出全体を勘案し絞り込む方法で査定を行っている旨説明。

2 グループワーク 条例の目的等前回の続き

グループワークを始めるにあたり、浅野リーダーからたたき台として私案のペーパーが示される。全員で一読の後、協議を始めることとする。

(1) 情報の公開

- ・市民参加を促すためには、市民の知りたい情報をわかりやすく公開すること。
- ・北本市はこの点がまだまだ不足している。ニセコ町の情報公開方法は参考になる。予算内容の町民への公開冊子を参考に購入する。

(2) 住民自治条例の名称について

- ・市の根幹を成す条例であるため、「基本」を入れる必要があるのでは。
- ・「住民」と「市民」の違い、市民を広義と捉えるとして、そのうえでどちらを使うべきか。

(3) 条例の議会への提案等

- ・当懇話会で策定した条例案の議会への提出は市長となる。
- ・現市長の政策判断で条例制定作業が始まったものと認識しているが、選挙の結果によっては、方向修正ということもあり得る。
- ・議会提出前の議員への説明や意見聴取の方法、シンポジウム、パブリック・コメントの実施方法を検討しておく必要がある。議会への条例案提出は市長でも議員への説明は、懇話会委員が行う等の方法も考えるべきではないか。

(4) 既存条例との整合性について

- ・当グループは、波及・関連する条例等を検討することになる。
- ・住民自治条例と現行の各条例・規則等との整合性を検証していく方法として、現行条例等をすべて体系的に整理するとなると膨大な業務となる。幹が先か枝葉が先かの議論であるが、住民自治条例の体系がある程度できた時点で、関連のある条例等を確認して行くこととすべき。
- ・基本条例として制定するものであり、既存条例で整合性の図られていない部分は内容を見直さなくてはならない。

(5) 市民の意見を反映できる体制づくり

- ・「行政」「議会」は、それぞれ機関としてその存在が理解できるが、「市民」は、7万市民全体を指すこととなる。市民一人ひとりの権利と義務に関する記述では良いかもしれないが、市民の意見集約の観点では、どう扱えばよいか。直接民主制という訳にもいかない、また、市民の代表となると議会である。議会と別の市民代表の検討が必要ではないか。(懇話会、100人委員会等の制度)

3 次回のグループワークの進め方

- ・前文を策定する前段階の作業として、市民WSでの検討結果を基本に、キーワードを出し合う作業に入る。
- ・志木市の保坂邦夫前市長の取組み(志木市市政運営基本条例等の市民参加・協働のまちづくりなど)を事例研究する。